

答申第10号

答 申

1 審査会の結論

平成21年7月17日付けで審査請求人が津市消防長（以下「実施機関」という。）に対して行った「7月14日夜、救急依頼のあった津市民A氏の救急搬送及び翌日の〇〇病院への転送救急搬送に関する全ての記録」（以下「本件対象文書」という。）に係る公文書開示請求につき、実施機関が平成21年7月30日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

平成21年7月17日付けで審査請求人が、津市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき行った本件対象文書に係る公文書開示請求に対し、本件決定の取消しを求め、全面開示を求めるというにある。

3 審査請求の理由

審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

公法に基づく救命救急活動に際して取得した情報は、たとえ内容が個人情報に属するとしても、平時に関わらず行動を共にし、生前におけるA氏の全面委任を受けた請求人に対するだけでなく、救命救急サービスを受ける市民もしくは、何人にも公開されるべきであり、そのことが救命救急医療問題の解決や水準の向上に資するからである。

4 実施機関の部分開示理由説明

開示請求がされた文書には、傷病者の住所、生年月日、職業、既往症、傷病名、救急隊の観察情報及び応急措置等が記録されており、これらの情報は個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるものであり、津市情報公開条例第7条第2号に規定する不開示情報であると判断し、この情報を除いた部分開示決定とした。

5 審査会の判断

本件審査請求については、条例第7条において、公文書の開示義務を定めているところ、その例外として同条各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合は不開示とする旨が規定されているので、判断されるべきは、本件対象文書のうち実施機関が不開示とした部分が条例第7条第2号に該当するかどうか、である。

そこで、本件対象文書の性格について考えてみると、本件対象文書は実施機関が救急出動した際の結果を記録したものであり、「救急活動報告書」、「救急隊活動記録」、「救急特記事項報告書」、「検証票」という名称である。記載されているのは、当該救急搬送された者に係る傷病状況や救急隊の応急措置等であり、当審査会も本件対象文書を検分した。その結果、当審査会は、本件対象文書のうち実施機関が不開示とした

部分が、その性格や記載内容から、条例第7条第2号に規定する「個人情報」に該当すると判断するものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 8月20日	諮問書の受付
平成21年10月19日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成21年11月 9日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	寺 川 史 朗
委 員	橋 本 陽 子
委 員	内 田 典 夫